

実施要領案 (本編)

1 実施要領案の位置付け

選挙啓発事業として、このたびの実践的な「新たなせんきょ体験授業」を選挙管理委員会が実施する際の、実施手順などを定めるもの。

2 目的

一人でも多くの若者に主権者意識を持って投票など政治に参加してもらえよう、高校生を対象に、講義、模擬投票及びワークショップ等を通じて、投票参加の意義や選挙の仕組みについて理解を深めてもらうとともに、政治で取り上げる社会の諸課題への関心を広げてもらいながら、実際の選挙の際に自分が何を基準に投票先を選択するのかを現実的に即して体験してもらい、政治参加を促すきっかけとすることを目的とする。

3 実施時間等

札幌市内の高等学校又は高等学校に準ずる学校の「総合的な学習（探究）の時間」や「公民」等の授業を補完するものとして、又は、授業の一環として行う。

政治的中立性確保や満18歳未満の者の選挙運動禁止の観点から、選挙運動期間での実施を極力避ける。また、実施する基本的授業時間は、2時限とする。

4 授業展開

ねらい	使用する資料	内 容
目的を確認する 【講義】 5分	・パワポ資料 ・アンケート用紙（設問1）	・投票参加の意義や選挙の仕組みを学ぶだけでなく、過去の選挙公報を題材に、実際の選挙の際に自分が何を基準に投票先を選択していくことになるのかを現実的に即して体験してもらうことを伝える。 ・体験授業の前後で、投票に対する生徒の意識がどのように変化したかを見るために、最初に、「18歳になったら投票に行きますか」「その理由は」というアンケートの設問に回答してもらう。
現在の自分の位置を確認する 【個人ワーク】 10分	・過去の選挙公報 ・ビフォー・アフター用紙の「ビフォー欄」	・過去の選挙公報（令和元年参院選の「比例代表」）を題材に、そこから得られる情報だけを基礎として、どの政党に投票したいかを、ビフォー・アフター用紙の「ビフォー欄」に理由とともに記載してもらう。 ・用紙には敢えて、「白紙投票」や「投票棄権」も選択肢として設定。
投票参加の意義と選挙の仕組みを学ぶ 【講義】 15～20分	・パワポ資料	・H29衆院選を例に、20歳代の投票率が33.9%と最も低く、60歳代の72.0%の半分に満たないことと、全有権者数のうち30歳代以下の占める割合が約27%に対して60歳代以上が42%となっていることを説明した上で、客観的な調査結果などをもとに、現状では、若者よりも高齢者の声が反映されやすい民主主義になりがちであることにも触れる。 ・選挙の種類、選挙権、投票の流れ、期日前投票、不在者投票、コロナ療養者の郵便等投票、情報入手手段、選挙違反となる行為など、「選挙の仕組み」を説明。 ・その際、是認するわけではないが、若者の投票実態を踏まえ、「白紙投票」と「投票棄権」の意味の違いについても敢えて説明。

<p>社会の諸課題への関心を広げる</p> <p>【グループW】 10～15分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学マニフェスト研究所作成の「政党公約政策比較一覧」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「比較一覧」に掲げる政策テーマの中から、自分が関心のあるものを「一つ」選んだ上で、順番に一人ずつ、なぜそのテーマに関心があるかを発表し、意見交換を行う（その際、テーマの重複を極力避けてもらう）。 ・これにより、参加者に社会の諸課題への関心を広げてもらい、かつ、それらに対する理解を深めてもらう。 ・なお、このグループワークでは、どの政党の考えを支持するかを発表し合うものではないことと、つい熱くなり、仮にそのことに踏み込んだ意見交換に発展していったとしても個人の考えは尊重されるべきものであることから、グループワークの間中は、「（相手を）否定しない」「（自分の）考えを押し付けない」の二つを守るべきルールとして事前に設定。
<p>《休 憩》</p>		
<p>投票先を決めるための自分なりの選択基準を持つ</p> <p>【個人ワーク】 20分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビフォー・アフター用紙の「アフター欄」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「比較一覧」に掲げる政策テーマの中から、関心の高いものを「三つ」選んだ上で、各政党の考えを読み込み、自分の意見に沿うと思うものに丸印を付け、それを踏まえて、どの政党に投票したいかを、ビフォー・アフター用紙の「アフター欄」に理由とともに記載してもらう。 ・「ビフォー欄」と同様、用紙には敢えて、「白紙投票」や「投票棄権」も選択肢として設定。 ・ビフォー・アフター用紙は、投票の秘密保持のため、回収しない。 <p>【ここが大切！】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての政策テーマについて政党比較しなければならないと考える生徒もいれば、その逆の生徒まで幅広くいる中で、生徒一人ひとりの状況に応じて司会者や先生からの適切な助言を受け、生徒が「これぐらいでもいいんだ」「それならやってみよう」と思って投票先を決めていくプロセス自体が、生徒自身の投票先決定のハードルを下げることにも繋がる。
<p>投票を体験する</p> <p>【模擬投票】 20分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載台、投票箱、投票用紙、投票用紙計数機など ・アンケート用紙（設問2～4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビフォー・アフター用紙の「アフター欄」に基づき、実際の投票を体験してもらう。「投票棄権」を選択する場合、投票の秘密保持のため、便宜的に「きけん」と記入して投票してもらう。 ・投票を終えた後、「ビフォー欄」と「アフター欄」とを見比べて、変化の有無をアンケート用紙に記入してもらう。また、投票先を選ぶに当たってどの政策テーマを大事だと捉えたか、さらには、どのようなことが大切だと感じたかも記入してもらう。 ・生徒がアンケート用紙に記入をしている間に、（時間に応じて開票作業の一部を生徒にも手伝ってもらいながら）投票用紙を分類・集計し、開票を確定。

振り返り 【個人ワーク】 10分	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実際の選挙結果 ・校内の開票結果 ・アンケート用紙（設問5、6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実際の選挙結果と校内の開票結果を比較して、例えば、①どこが違うのか、②その違いはなぜ生じるのだろうか、③その違いを踏まえて、今後自分がどのように選挙に向き合おうと思ったかなど回答の観点を示し、自分の考えをアンケート用紙に記入してもらおう。 ・最後にもう一度、「18歳になったら投票に行きますか」「その理由は」というアンケートの設問に回答してもらい、回収（氏名記入不要）。
------------------------	--	--

5 選挙管理委員会が体験授業を行う際の留意点

(1) 政治的教養を育む指導と政治的中立性の確保とのバランスをとる

政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であり、現実の政治的事象について生徒同士で議論を交わし、グループ発表をしながら、合意を形成していくという一連のプロセスを体感することは、政治的教養を育む上で大変有効な取組と考えられる。

しかしながら、今回の体験授業では、そういった一連の政治プロセスの中でも代表者を選ぶ「選挙」に主眼を置いており、その限りでは必ずしも有権者同士の合意形成が必要とされるものではないことに加え、政治的中立性の確保や投票の秘密保持が求められる中、実施主体である選管において、実際の選挙公報等を題材とした主権者教育の経験やノウハウが不足していることから、合意形成を体感してもらう授業の実践については、当面、将来的課題とする。

また、今回、政党名を明らかにして授業を展開することにより、「何々党は何々だ」などと生徒の意識にすり込み効果が生じてしまうことも有り得るのではないかと懸念もあり、それを回避するために、授業中にはA党、B党のように「匿名で」政党表示をすることも検討したところである。

しかしながら、授業中に活用する実際の選挙公報自体、候補者の写真も掲載したり、政党名も有権者に訴えるように様々、工夫したりして、各政党がそれぞれ独自に原稿を作成しているものであり、そこから政党名を匿名化することは技術的にも難しい。加えて、公職選挙法上、過去の選挙公報を活用することは規制されるものではないことから、客観的事実に基づいて生徒に情報を伝えていくことを旨とし、政治的中立性を確保することを前提に、「実名で」政党表示を行うこととする。

なお、当然のことだが、司会者及び教員は自らの個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で授業を展開しなければならないことはもちろん、新聞記事など既存の資料を活用するに当たっては、複数のものを用いるなどして偏った取扱いとならないように留意しなければならない。

(2) 投票の秘密を保持する

たとえ教育的なねらいがあっても、体験授業において、生徒にどの候補者や政党へ投票したいか又は投票したかを尋ねたり、自分の支持する候補者や政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりしてはならず、投票の秘密は守られなければならない。

このため、どの政党に投票したいかを記載する「ビフォー・アフター用紙」については、「回収しない」扱いとする。

一方、18歳になったら投票に行くかどうかや自分の投票行動に関する気付きを記載する「アンケート用紙」については、この体験授業による効果を確認するために「回収する」扱いとするが、必ずしも個人を特定する必要性はないことから、生徒に安心して自らの気付きを記入してもらえよう、「無記名」での扱いとする。

(3) 満18歳未満の者には禁止される選挙運動をさせない

公職選挙法上、満18歳以上の者は選挙運動を行うことは可能である一方、満18歳未満の者は禁止されている。

この両者が混在することとなる第3学年等における体験授業では、過去の選挙公報を題材にするとしても、グループワークなどの場面でつい、政治に関心の高い満18歳未満の者の中に、「～だから、今回の選挙では、～党に投票すべきだ」などといった発言をしてしまい、意図せず法に抵触してしまう恐れも否定できない。

本人が意図しないにせよ、そのような事態を防止するためには、この新たな体験授業の実施主体である選挙管理委員会において、授業をマネジメントする経験とノウハウを蓄積していくことが必要であることから、当面、未然防止の観点から、このリアルな体験授業を選挙管理委員会が行うに当たっては、極力、選挙運動期間中やその直前を避けて実施日を設定することが望ましい。

なお、主権者教育自体に実施時期の制限があるものではなく、経験やノウハウを有する学校現場において、選挙運動期間中やその直前も含め、選挙公報などを活用してこうした授業を展開すること自体を否定するものではない。

ただし、「事前運動の禁止」や「人気投票の公表の禁止」、「文書図画の頒布・掲示の制限」など、公職選挙法上の様々な制限に抵触することのないよう、留意しなければならない。

(4) 投票に臨むハードルを下げる

「自分のように政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから」という理由で投票を棄権する若者が少なからずいる中で、その時点での生徒を「肯定」し、投票に臨む心理的ハードルを下げてあげることが大切。

例えば、投票先決定のためには、全ての政策テーマについて政党比較しなければならないと考える生徒もいれば、その逆の生徒まで幅広くいる中で、司会者や先生が「とりあえず三つくらいの政策テーマで比較してみようか」「一つだけでもいいよ」などと生徒一人ひとりの状況に応じて適切な助言をし、生徒が「これぐらいでもいいんだ」「それならやってみよう」と思って投票先を決めていく体験をできるなら、そのプロセス自体が生徒の心理的ハードルを引き下げることにも繋がる。

また、選挙には必ず任期があって、選んだあとも有権者がチェックしていく期間があり、もしも自分が「前は失敗したかな」と思っても、次の選挙の際にまた選び直せばいいことを生徒に伝えることも有効である。

(5) 若者の投票意義を伝えるに当たって世代間対立を煽らない

立候補者が当選するために、有権者数が多くて、投票率も高い高齢者を意識して政策を訴える結果として、高齢者などの声が強く反映されやすい民主主義（「シルバー民主主義」とも言われている。）が生じているとの指摘もあることを生徒に示し、だからこそ若者も投票する必要があるというように投票意義を伝えていきたいと考えている。

一方で、このことが世代間対立を煽ることになる懸念もあることから、例えば、18歳～20歳代の有権者が投票先を決定する際に重視した政策の上位1位が「景気対策」、2位が「子育て・教育」であったのに対して、50歳代も含めた60歳以上の有権者のそれは1位が「医療・介護」、2位が「年金」であることなど、可能な限り客観的データを駆使し、慎重に伝えていくことを心掛ける必要がある。

(6) 学校の意向を踏まえて柔軟に体験授業を展開する

選挙公報を題材として生徒同士で意見交換をさせるという点では、少なからず政治的中立性確保との兼ね合いでデリケートな問題も孕んでおり、学校によっては消極的になるところもあり得ることから、選挙管理委員会が体験授業を実施する際には、学校の状況やリクエストに応じて、その都度柔軟に組み立てて展開する。さらには、幾つかの基本メニューを用意し、その中から学校が自らの状況に応じて選択できるようにすることを検討する。

また、グループワークにおいて、一人ひとり自分の関心のある政策テーマを一つ選び、それを選んだ理由も合わせてグループ内で発表し合う際には、例えばSDGsなど、学校が特に力を入れたいと思うテーマについて司会者から理由も含めて最初に提示し、グループ内での意見交換のきっかけづくりをしながら、生徒にそのテーマに対する共通の理解を促すことも、学校と相談しながら都度検討する。

6 今後に向けて

現在、北海道選挙管理委員会では、高校生等を対象に講義や模擬投票、ワークショップ等を通じて、選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、政治参加を促すきっかけとすることを目的に「選挙啓発出前講座」を実施しており、札幌市内の高校等で実施する際には、札幌市選挙管理委員会も企画から参画し、それぞれ役割分担を行うなど緊密に連携を図りながら取組が進められているところである。

そこで、令和4年度からはこうした枠組みを土台に、このたびの実践的な「新たなせんきょ体験授業」も選択できるよう、募集段階を含め、出前講座に応募のあった学校に対してその概要や効果について紹介するなど、引き続き、北海道選挙管理委員会と札幌市選挙管理委員会とが連携し、生徒に受講の機会を提供していくこととする。

なお、実際の選挙を題材に、よりリアルな模擬投票を独自に実施する学校が既に存在しており、令和4年度から新科目「公共」が必修化されることに伴って、その拡大も期待されることから、学校が主となり、求めに応じて選挙管理委員会が補助として関与していく展開をも視野に、学校主導の場合を想定した「学習指導案」も参考まで添付することとする。

7 主権者教育の授業で配布・掲示できるものの基準（参考）

資料等	選挙期間中	選挙期間以外
選挙公報 (プリント)	○ あくまで、授業で使用する分のプリントであって、必要以上に多数の者への頒布につながらないように注意すること。	○ 過去の選挙公報を活用することは規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政党等公約集	× 生徒自ら適正に入手した場合は、直ちに違反にはならない。	○ 過去の選挙の資料やホームページに掲載されている資料を活用することは直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
まとめサイト (新聞社等)	○ 一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられるが、特定の争点ではなく幅広く取り上げること。	○ 特定の争点ではなく幅広く取り上げること。ビラ、パンフレットの配布・ポスター掲示
ビラ・パンフレットの配布 ポスターの掲示	× 選挙のために作成されたビラ・パンフレット・ポスターは、頒布の期間、場所、数などが限られる。	○ 過去の選挙の資料を活用する場合、直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政見放送の録画放映	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
新聞記事	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
模擬投票結果の発表	× 公職選挙法の「人気投票の公表の禁止」と「投票の秘密保持」に抵触する恐れがある。	○ 当該選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されているが、選挙期間前に、出馬表明している候補者を対象としたものや当選人確定前に公表することは人気投票の禁止に抵触する恐れがある。

【注 意】 ○であっても、特定の政党や候補者に偏るような資料や説明にならないよう政治的中立が確保されるよう注意。

【参考資料】 高校生向け「私たちが拓く日本の未来」の中に、主権者教育における公職選挙法上の留意点等について触れている。(WEBでも公開されている資料)